

第60回「法の日」週間行事を実施しました

法の日とは…？

10月1日は法の日です。

法の日は、昭和35年、政府によって「国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。これに基づき、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、昭和35年以来、毎年**10月1日から1週間を「法の日」週間**としています。

広島県内においては、毎年この時期に、裁判所、検察庁、法務局、弁護士会、法テラスが協力して、様々な行事を行っています。

ここでは、今年実施したもののうち、主なものをご紹介します。

憲法週間に合わせ、毎年**5月頃**にも様々な行事を実施しています（行事内容は変更になることもあります。）。

無料法律相談室の開設

広島県内5か所において、弁護士による無料法律相談を行い、合計150人の方の相談を受け付けました。

相談に来られたご事情は様々ですが、今回の相談室が問題解決の一助となれば幸いです。

地区	日時(令和元年)	場所	相談者数
広島	10月 8日(火) 10:00～16:00	広島弁護士会館	57人
呉	10月 1日(火) 13:00～16:00	呉市文化ホール	12人
尾道	10月 4日(金) 13:30～16:00	しまなみ交流館	24人
福山	10月 2日(水) 13:00～16:00	福山市市民参画センター	56人
三次	10月 2日(水) 13:00～16:00	広島地方裁判所三次支部	1人



「法の現場」見学ツアーの実施結果は次ページへ

「法の現場」見学ツアーの実施



参加者の方々からは、普段入ることのできない施設が見学できた、今後の参考になる知識を得られたなどの感想をいただきました♪

Aコース 令和元年9月30日(月)9:00~12:30



広島家庭裁判所

少年審判廷（写真）や調停室を見学しながら、家庭裁判所で扱う事件についての説明を受けました。



法テラス広島

常勤弁護士等から、法テラスの役割や業務内容についての説明を受け（写真）、法律相談を行っている部屋などを見学しました。



参加者14人

広島地方検察庁

検察庁の業務内容等についての説明を受け（写真）、検察官が取調べを行う部屋や事件の受理等を行う検務官室などを見学しました。

Bコース 令和元年10月4日(金)13:30~17:00

広島地方裁判所

実際に裁判を行う法廷で、裁判員制度についての説明を受け（写真）、裁判官の席に座ったり、法服を着たりなどの体験をしました。



広島法務局

法務局の業務内容についての説明を受け（写真）、登記や戸籍、人権擁護に関する事務を行っている事務室を見学しました。



紙屋町法律相談センター

（広島弁護士会）

センターの役割や事業内容について、弁護士から説明を受けました（写真）。



参加者13人